

備前市監査委員告示第8号

令和5年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和5年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた又は講じない旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年5月28日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 尾川 直行

【令和 5 年度定期監査】

措置状況一覧表

	監査結果	所属部署	措置状況
指摘事項	備前市契約規則では、委託契約を締結した際に、相手方が契約の給付を完了したときは完了検査を行わなければならない、完了検査は、契約書(請書及び見積書を含む。)、設計書、図面、仕様書その他の関係書類(仕様書等)と対比してその結果を公正に判定しなければならないとされている。 令和 4 年度に随意契約により契約を締結しているものを監査したところ、仕様書等に定められた委託内容が 不明確であることにより検査結果を公正に判定できないものが 7 件、計 1,915,400 円見受けられた。したがって、完了検査を行う際に必要な仕様書等に、業務委託の内容が明確、詳細に示されていないことにより、完了検査の結果が公正に判定できないことは、適切ではないと認められる。	教育総務課	委託を行う場合は内容を明確にしたうえで契約するよう課内で周知しました。